

# 北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議（第49回）開催結果概要

## 1 日時

令和2年（2020年）2月20日（木）14時30分から16時20分

## 2 場所

PCB情報処理センター（室蘭市御崎町1丁目9番地8）

## 3 出席者

- ・ 円卓会議委員 10名、伊達市、環境省、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）、北海道立総合研究機構（環境科学研究センター）
- ・ 事務局（北海道、室蘭市）
- ・ 傍聴者 16名、報道 1社

## 4 内容

- （1）第48回監視円卓会議議事録について
- （2）北海道PCB廃棄物処理事業の進捗状況について
- （3）安定器の分離処理の検討状況について
- （4）JESCO北海道事業所 長期保全計画及び長期処理計画について
- （5）内部技術評価について
- （6）その他

## 5 議事概要

### （1）第48回監視円卓会議議事録について 【資料1】

前回開催した会議の議事録について、資料1により確認。特段質疑なし。

### （2）北海道PCB廃棄物処理事業の進捗状況等について 【資料2-1～2-6】

- ・ JESCOから、資料2-1から2-5により、施設の稼働状況、PCB廃棄物の処理事業、施設のトラブル事象について説明。
- ・ 事務局から、資料2-5及び2-6により、PCB処理事業に係る環境モニタリング結果及びJESCO北海道事業所に対する立入検査状況について説明。

#### 《主な質疑等》

【委員】JESCOでの処理進捗率について、分母である登録量は掘り起こし調査により増加しているのか。

→ 当初施設は概ね処理を終了してきており、大きく増加するような状況にない。  
増設施設は行政の調査により少しずつ増加している状況にある。（JESCO）

【委員】次回、累積の登録量と処理量の経年推移を示してほしい。

【委員】北九州事業終了後、その後新たに出てきた事例はあるのか。

→ 北九州事業所ではこれまで約 62,000 台を処理し、昨年 3 月に計画通り処理を終了したところだが、その後の発見事例として現時点で約 90 件確認されている。

こうした事案については、自治体において紛失を防止するため保管状況を監視するとともに、国において、今後の発生量も踏まえ対応を検討していくこととしている。

また、他地域の各自治体に対しては同様の事例が発生しないよう注意喚起を行っている。

(環境省)

【委員】処理の終了後に出てきた物はどこで保管されているのか。北海道事業所の処理も、期限の令和 7 年度までに終わらない場合もあるのではないか。

→ J E S C O 北九州事業所に登録されたものは全て処理を終了しており、保管しているものはない。処理期限後に確認された機器については、それぞれ発生した保管事業者において適切に保管している。

北海道事業地域では取りこぼしが無いよう、約束の期限までの処理に向けて今後も調査などを適切に進めていく。(環境省)

【委員】掘り起こし調査により処理対象量はどれくらい増えてきているのか。

→ 北海道事業所における状況は、この後の議事の長期処理計画において説明する。

なお、掘り起こし調査と北九州事業地域の例では、約 9 割の事業者は自ら登録、処分委託をし

ており、見落とし等している残りの 1 割の事業者を掘り起こしているもの。調査の進捗状況は前回ご報告したが、今後も随時報告していく。(環境省)

【委員】一部の P C B 機器は、海外に輸出されて有効に活用されている事例があると聞いたことがある。実際にそのような事例はあるのか。

→ P C B 廃棄物などの有害廃棄物は輸出を制限している。水際で阻止した事例はある。(環境省)

### (3) 安定器に分離処理の検討状況について 【資料 3】

J E S C O から、資料 3 により、安定器の処理促進策である「安定器の分離処理の検討状況」について説明。

#### 《主な質疑等》

【委員】分離処理を行うことにより、現在の処理量がどれくらい低減されるのか。

→ 受入量が 1,100t/年となり、そのうちの 700t/年がプラズマ溶融処理されるため、全体の受入量の 65% くらいが溶融処理されることになる。

【委員】処理量が 11/7 に増えるという説明の方が分かりやすいのでは。

【委員】分離処理に関する工事については、次回の円卓会議の開催予定である来年 6 月までには一部着工されることになる。今後も状況については報告いただくことになるが、今回の説明

により、工事着手について本会議における了承を得たとして整理させていただく。

#### (5) JESCO北海道事業所 長期保全計画及び長期処理計画について 【資料4-1、4-2】

JESCOから、資料4-1及び4-2により、JESCO北海道事業所における設備更新等や、令和2年度以降の処理予定量を整理した「長期保全計画」及び「長期処理計画」について説明。

##### 《主な質疑等》

【委員】 オンラインモニタリング設備については、以前、耐用年数が4、5年程度と聞いた記憶がある。平成29年度の更新は、耐用年数によるものか。

→ 当該機器の耐用年数が4、5年ということはない。当初施設は平成20年から稼働しており、それ以来の更新となる。なお、当該機器については今後更新の予定はない。(JESCO)

【委員】 保全計画については、当初施設、増設施設ともに大きな変更はないのか。また、計画の見直しはコストが下がるような方向で検討されているのか。

→ 平成26年、27年の計画の策定以降、日常点検等を踏まえ適宜見直し、精査を行っている。見直しの結果、コスト削減につながる修正となることはあるが、今後も施設にトラブルが生じないよう適切に保全計画の見直しを行っていく。(JESCO)

【委員】 先ほどの安定器の分離処理の検討状況でプラズマ溶融処理量が700t/年と説明があったが、長期処理計画で説明のあった数字(850t/年)との差異は。

→ 700tは安定器の処理量であるが、プラズマ溶融処理では小型電気機器等も処理を行っており、当該処理量が150tある。(JESCO)

【委員】 今後、どこか大きな事業所で大量に安定器が見つかったとしても、処理計画に問題が生じるようなことはないのか。

→ 長期処理計画により各年度で計画的に処理がなされるよう、搬入調整を行うことで対応する。処理量についても可能な限り上げられるよう努力していきたい。(JESCO)

#### (6) 内部技術評価について 【資料5】

JESCOから、資料5によりJESCOで実施された内部技術評価について説明。

##### 《主な質疑等》

【委員】 先ほど報告のあったトラブル事象については、どの項目で評価されるのか。

→ PCBの環境への漏出等であれば「3. 環境管理」、作業環境や労災等であれば「4. 安全衛生管理」の項目で評価されることになる。

北海道事業場以外の事例だが、CB作業環境の濃度が高いことが確認されれば、低くするよう  
に等の改善意見を付すこともある。(JESCO)

#### (7) その他

その他として、次のとおり委員から質疑・意見等があった。

## 《主な質疑等》

【委員】 今後の施設の有効活用もあり、これまでの会議で他の処理施設の見学や委員との交流などについて要望してきたが、対応はどうなっているのか。

→ 過去には室蘭環境研修の一環として委員の他施設の視察を行ったことは承知しているが、現状では予算の都合もあり実施は難しい。他地域との交流のあり方については検討していきたい。

(北海道)

【委員】 PCBの広報については、市町村にもお願いするなどして間断なく実施していくべき。

また、他県では関心が低いように思われるのだが、広報の状況はどうなっているのか。

→ 前回の円卓会議でも説明したが、道では広報紙の啓発記事を掲載するほか、市町村にも広報紙への啓発記事の掲載などを依頼しており、実際にいくつかの市町村には広報紙に啓発記事を掲載してもらったところ。

道の広報紙については、他の政策等により紙面の都合もあるが今後も検討していきたい。(北海道)

→ 本日の午前中に広域協議会が開催されたが、他県においても人口規模や人員、予算等の制約がある中で、地域の実情に応じ工夫して広報を実施している。環境省としてもそういった取組を連携して取り組んでいく。(環境省)

【委員】 先日、室蘭市内でセミナーを開催したが、室蘭市や道の掘り起こし調査の概要について説明いただいた。室蘭市の調査では調査済みの施設で安定器が確認されるなど、そういった先行事例を広域協議会でも情報発信しているものと思われるが、そういった取組について、委員には見えづらい部分もある。今後、紹介する機会があっても良いかと思う。

【委員】 前回の会議でネオンサインの調査により発見された事例がごくわずかとの報告があったが、実際にはまだあるものと思われる。一般市民の感覚ではなかなかそういったことは理解されていない。市町村レベルでも間断なく情報発信していくべき。

→ ネオンサインについては、屋外での使用であり現在も使用されているものは限定的かと思われるが、午前で開催された広域協議会においても現場の調査の際に注意して見てほしい旨、あらためて注意喚起を行ったところ。(環境省)

【委員】 安定器の処理促進も含めて、北海道事業所は頑張っていると思う。北九州事業所では処理を終了したものもあり、その他の地域でも概ね処理量は見えてきていると思う。これらを整理することで、国内のPCB処理量に関する問題が明らかになるのではないか。

→ 全国のPCB処理量については前回の会議でも説明したところだが、PCBを使用した高圧の変圧器・コンデンサーは、国内で使用された約39万台のうち、昨年度までに37.2万台はJESCOに登録され、そのうち9割は処理を終了しているところ。1.1万台はPCB特措法ができる前に紛失したとされており、残り数千台が未だ不明となっているが、これらを掘り起こし調査により確認しているところ。

今後も数字が明らかになれば、報告させていただく。(環境省)

【委員】 先日、関わった案件では建物の解体時にPCBのトランスが確認された。この建物は、過

去の点検によりPCB機器はないとされていたが、今回、解体業の講習を受けた者が確認したことで発見されたものである。こういった知識の普及は、あらゆる場面で行っていくべき。

また、この事案では建物の所有者でないと処理を受け付けないと言われたとのことだが、市中には空き家等が多く存在する。こういった所有者がいない建物にPCB機器があった場合、どのような対応がなされるのか。

→ 解体業の講習については、前回の会議でも説明したとおり委員の提案を受けて働きかけを行ったところ。

また、空き家など所有者が不明な建物については、所有者を追跡する行政調査を実施することになるが、確認できない場合は最終的には代執行により処理されることになる。(環境省)

**【委員】** 環境中のPCB濃度などについて、定期的に調査を実施しているのか。

→ 前々回の会議でも説明したが、環境省では毎年、水質、底質、貝類、魚類といった生物、大気質について、全国で環境中のPCBの調査を行い、結果を公表している。また、これまでの調査により環境中のPCB濃度はPCB処理開始前の半分以下に減少していることが確認されている。(環境省)

**【委員】** 色々と広報を実施しているようだが、問合せ先がはっきりしない。各自治体に相談窓口を設置してはどうか。

→ PCBについては、最終的に保有が確認された場合は、届出や早期処理について指導を行うことになり、そういった対応はやはりPCB措置法の権限をもつ北海道や政令市ということになる。

道では、これまで実施してきた広報においても、道内の14振興局が相談窓口となることをしっかりと明記しているし、また、市町村には今後も同様に広報の協力依頼は行っていく。(北海道)

**【委員】** 代執行ともなると大変な労力である。能動的に対応していくべきではないか。

→ 広域協議会において、北九州事業地域の代執行事例を紹介し、必要な準備の議論も行っており、現場が上手く回るよう支援していきたい。(環境省)

## 6 その他

次回会議については、令和2年6月頃を予定している旨連絡し、閉会